No.309 2023/5/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

観光を兼ねた海外出張の場合、どこまで経費になるか？

Q 私は、仕事で海外に出張を予定していますが、せっかくですので観光もしてこようかと思っております。この場合、ホテル代、航空券代などどこまで経費になるのでしょうか？

解説

海外出張に伴う費用は、原則として業務に関連する部分は旅費として会社の経費になりますが、観光等に関する部分は出張者に対する給与となります。

1． 海外出張費用の取扱い

その海外出張が業務遂行上必要で、通常必要と認められる部分は**旅費として損金に算入されます**が、それ以外は、**その出張者に対する給与**となります。

2． 海外出張費用の按分計算

仕事と観光を合わせて行った場合は、下記の算式により旅費部分と給与部分を計算します。

$$\text{業務従事割合（10\%未満四捨五入）} = \frac{\text{視察などの業務に従事した日数}}{\text{視察などの業務に従事した日数} + \text{観光日数}}$$

（注 1）日数区分は 8 時間を 1.0 日とし、行動状況に応じて概ね 0.25 日を単位に算出します。

（注 2）土日等の休日（業務従事日は除く）などは上記算式に含みません。

業務従事割合	90%以上	・・・	旅行に通常要する費用の全額	旅費
	80%以下	・・・	旅行に通常要する費用×業務従事割合	旅費
	20%以上		旅行に通常要する費用×（1−業務従事割合）	給与
	10%以下	・・・	旅行に通常要する費用の全額	給与

（注 3）業務従事割合が**50%以上**であれば往復の旅費は、基本的に全額損金算入できます。

要するに…

海外出張費用は税務調査では必ず確認される項目です。業務上必要であることを示すために、旅行の日程表や会議の議事録の作成、移動や宿泊・飲食関係などの領収書などを、しっかり記録・保管して、調査官に説明できるようにしましょう。